

# 後期高齢者医療制度

被保険者証が  
8月から  
新しくなります

後期高齢者医療制度に加入されているかたが現在使用している被保険者証は、7月31日で使用できなくなりますので、新しい被保険者証を7月中に郵送します。

## 保険料の算定方法

後期高齢者医療制度の保険料は個人ごとに計算されます。全員が負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得

割額」の合計になります。保険料率は県内均一で、医療費の動向などを踏まえて2年ごとに見直されます。

年間保険料  
(限度額 55 万円) 100 円未満切捨て

$$\begin{matrix} \boxed{\text{均等割額}} & + & \boxed{\text{所得割額}} \\ 39,500 \text{ 円} & & \text{賦課の基となる金額}(\%) \\ & & \times 8.00\% \end{matrix}$$

※ 賦課の基となる金額＝平成 24 年中の所得金額－基礎控除 33 万円

## 軽減・減免制度

後期高齢者医療保険料には、低所得者の負担を軽減するための「軽減制度」や特別な事情が生じた場合の「減免制度」があります。

### ◆軽減制度

- ① 均等割額の軽減  
世帯（被保険者全員と世帯主）の総所得金額等の合計額が一定の基準以下の場合、9～2割軽減されます。
- ② 所得割額の軽減  
賦課の基となる金額が58万円以下の場合、5割軽減されます。
- ※ 所得の申告をしていない場合は軽減の対象となりませんので、必ず申告をしてください。
- ③ 後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった場合、均等割額は9割軽減され所得割額の負担はありません。ただし、国民健康保険及び国民健康保険組合に加入していたかたは対象になりません。

### ◆減免制度

災害等によって、住宅、家財、農作物等に著しい損害を受けたり、事業の休廃止または失業により収入が減少したりして保険料を納めることが困難

なかつた。ただし、納期限の7日前までに減免の申請が必要となります。

## 保険料の納付



原則として年金から天引きする「特別徴収」になります。ただし、次のいずれかに該当するかたは、納付書または口座振替により金融機関等で納付する「普通徴収」になります。

- 年金受給額が年額18万円未満のかた
- 介護保険料が年金から天引き（特別徴収）されていないかた

○ 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、年金受給額の半分を超えるかた

■お問合せ  
保険年金課 岩井仮設庁舎  
内線 1733・1736

より良い解決方法を一緒に考えましょう (秘密厳守)

## 角口法律事務所 坂東市で唯一の弁護士事務所

茨城県弁護士会所属 弁護士 角口貴秋

◆借金◆離婚◆相続◆交通事故◆不動産◆会社関係◆その他◆

受付時間：月～金 9:30～18:00 (予約制)

☎ 0297-44-8403

坂東市岩井4945-4

お気軽にお電話ください  
法律相談：30分5,250円～

